

豊見城市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年豊見城市条例第2号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付月の10日までに、市長に対し政務活動費交付請求書(様式第3号)を提出するものとする。

2 年度の途中において議員になった者は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付請求書を市長に提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書の閲覧)

第6条 条例第8条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日から起算して30日を経過した日の翌日から行うことができる。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の収支について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(豊見城市議会政務調査費の交付に関する規則の廃止)

2 豊見城市議会政務調査費の交付に関する規則(平成13年豊見城村規則第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の豊見城市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

年 月 日

豊見城市長

殿

（豊見城市議会議長経由）

豊見城市議会議員

⑩

政務活動費交付申請書

豊見城市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

豊見城市議会議員
殿

豊見城市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、豊見城市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

年 月 日

豊見城市長

殿

（豊見城市議会議長経由）

豊見城市議会議員

印

政務活動費交付請求書

豊見城市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分